

美濃加茂市

MINOKAMO CITY

地域福祉計画

概要版



令和6年3月
美濃加茂市

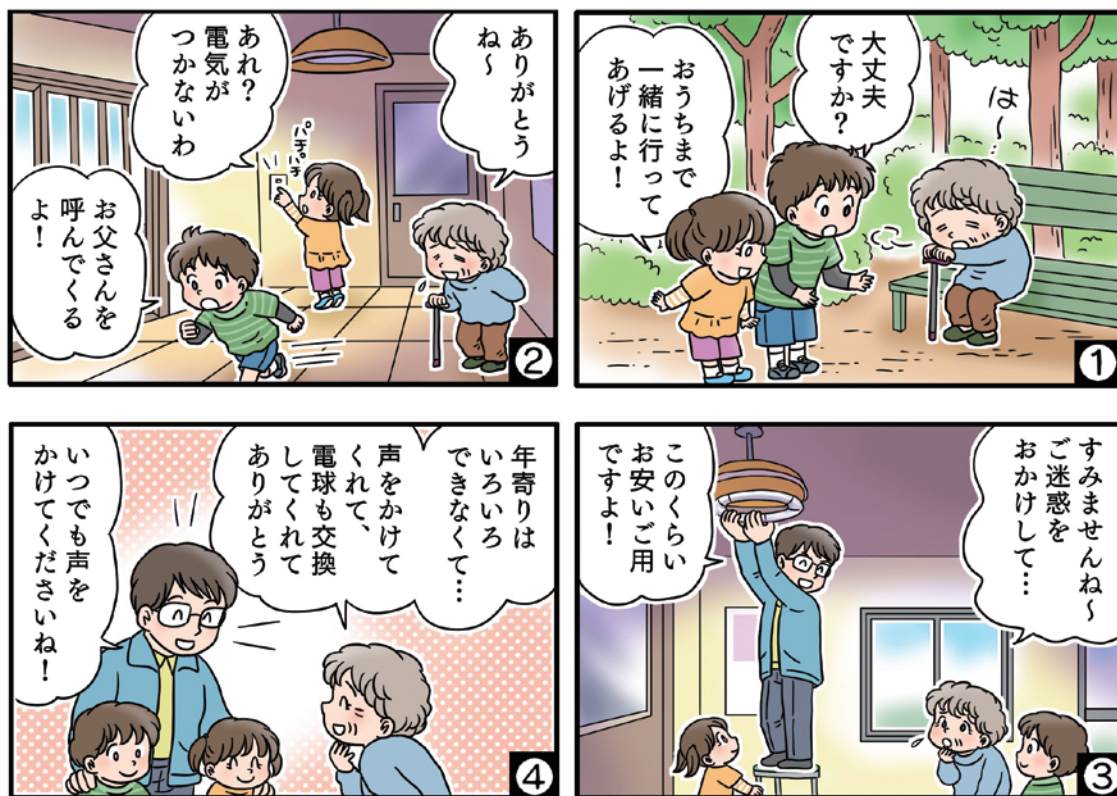
I 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 地域共生社会へと向かって

- 近年、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、人々のライフスタイルの変化等を背景に、住民相互の社会的なつながりが希薄化し、地域社会でささえあう力が弱くなっています。
- 社会の変化により、地域の課題も孤独・孤立、虐待、ヤングケアラー、自殺、ひきこもり、8050問題、ダブルケア等、多様化してきています。
- 本市では、令和2年度から令和5年度までの4年間を期間とする「美濃加茂市地域福祉計画」に沿って、地域福祉の推進に資する施策を進めてきました。
- 国においては、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の垣根を小さくしつつ「支える側」と「支えられる側」という従来の固定的な関係をを超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現を打ち出しています。

4コマ漫画① 「声をかけ合おう！」



2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

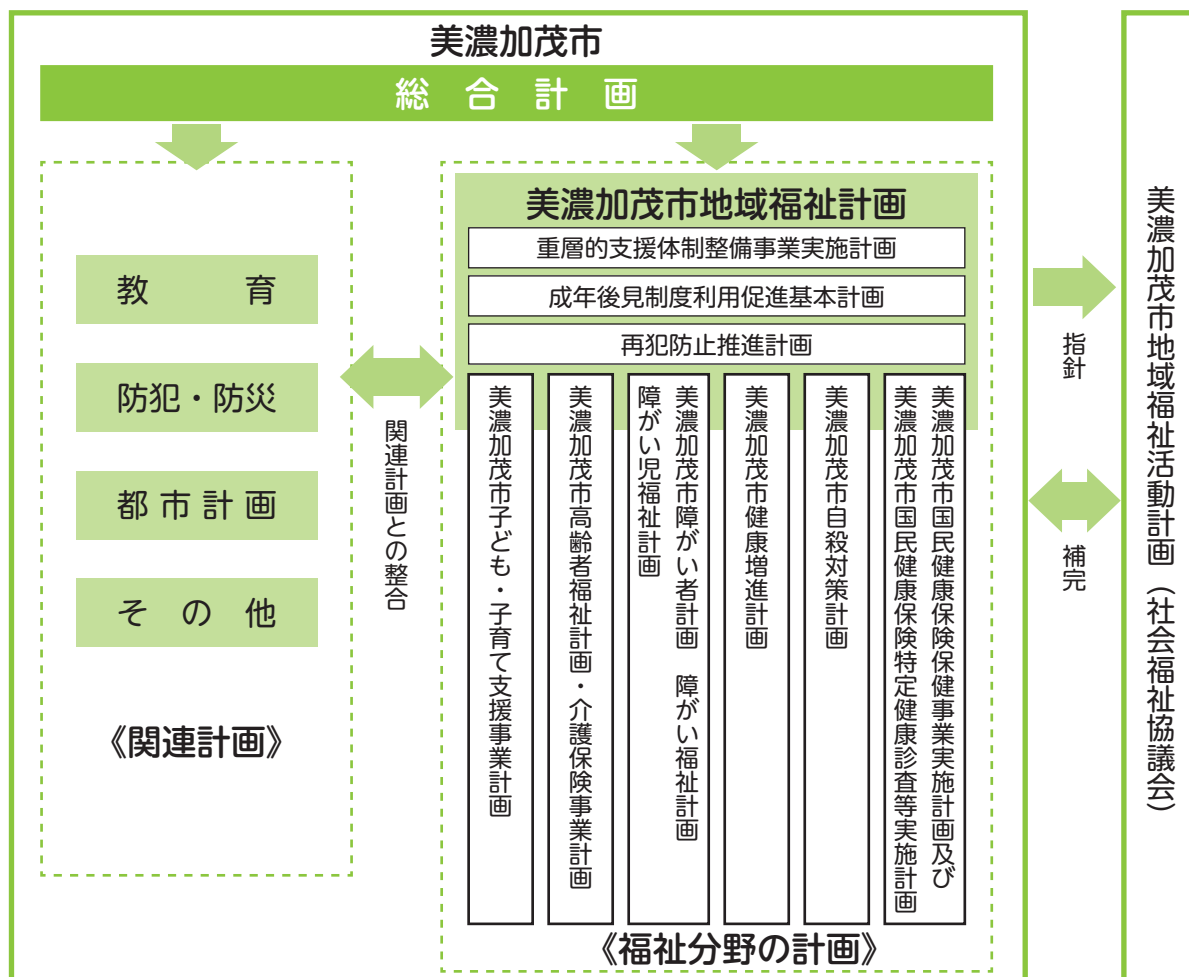
この計画は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止などの推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定します。

(2) 計画の性格

本計画は、総合計画を上位計画として、総合計画の基本構想を実現するための計画であり、総合計画を補う性質を持っています。総合計画の実施内容の一部を担い、他の福祉分野別計画の上位計画として、各福祉分野別計画を推進し、補うための共通した内容を策定するもので、市民の地域生活を支えることを目指します。

本計画は、美濃加茂市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の指針となり、またお互いを補完する計画です。そのため、地域福祉計画と地域福祉活動計画が、いわば「車の両輪」となって、密接に連携を図り、地域福祉を推進していきます。

図表 計画の位置づけ



3 地域福祉の概念

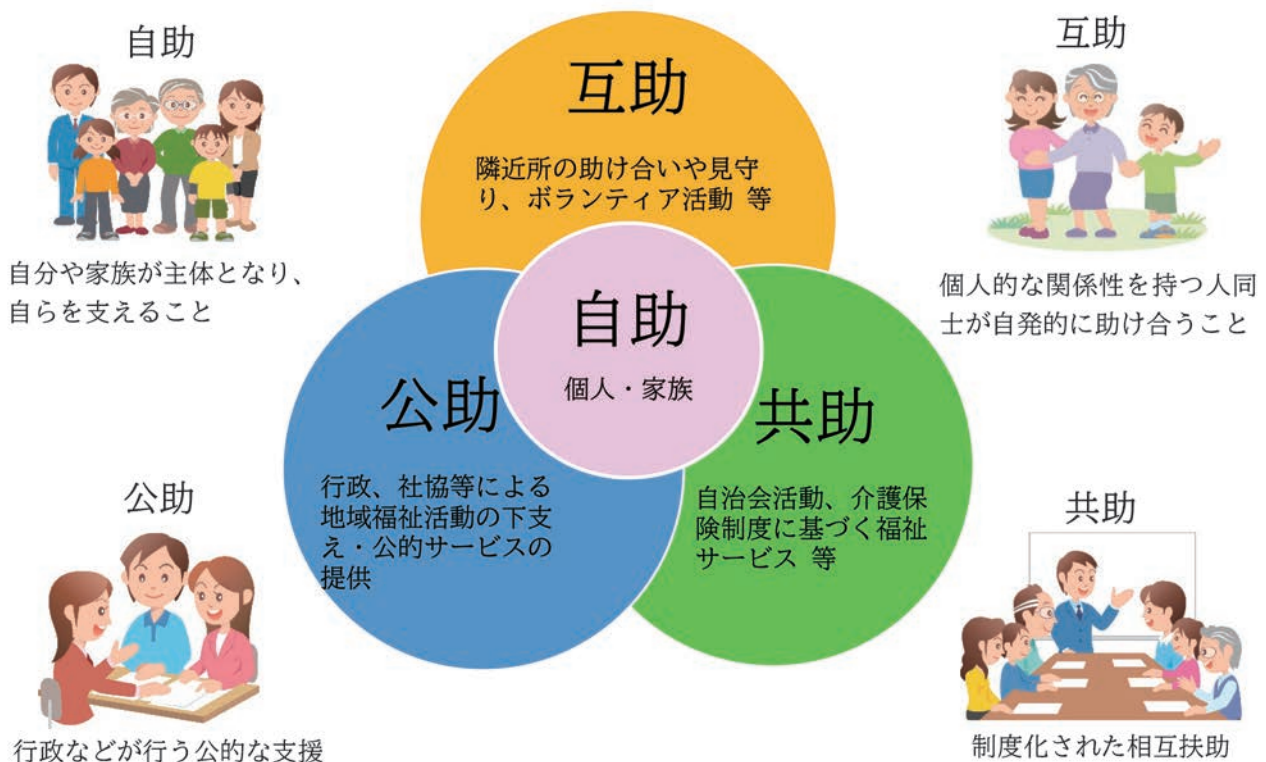
「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で生き生きと自立した生活を送ることができる社会を目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支え合い・助け合う社会づくりを具体化することです。

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動するときの方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視しています。

本計画は、行政による「公助」・社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「互助」が必要不可欠となります。

「自助」と聞くと「自分のことは自分でやる」＝「自分のことは自分でやらなければならない」という自己責任論として、捉えられることがあります。決してそうではなく、「公助」「互助」「共助」が確立されているからこそ「自助」であるため、「自助」のみを取り上げて、個人の責任にすることはありません。「自助」を中心に「公助」「互助」「共助」が支え合う関係性によって、地域で課題を解決していく社会を目指していきます。

図表 自助・互助・共助・公助の関係性



それぞれが相互に連携して「支援のすき間」を埋めることで地域の重層的なセーフティネットをつくることが大切です。

4 計画期間

「美濃加茂市地域福祉計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間に行う計画について定めたもので、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の計画期間も同一期間とします。本計画は、各計画の実施状況及び事業評価を踏まえつつ必要に応じて見直しを行います。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、また、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、下記の調査、意見聴取等を行いました。

(1) アンケート・ヒアリング調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市内関係団体を対象に「アンケート調査」を実施しました。また、成年後見制度利用促進基本計画などについて対面ヒアリング調査を3団体（岐阜県弁護士会、岐阜県司法書士会、岐阜県社会福祉士会）に実施しました。さらには教育と福祉の連携に関する対面ヒアリング調査を市内の小・中学校（市内9小学校、2中学校及び双葉中学校）に実施しました。

(2) 地域座談会の開催

一般市民や地域福祉活動者の参画を図るとともに、現状における活動上の課題や、解決方策等を把握するため、市内3か所（各2回）で地域座談会を開催しました。

お住まいの地域	1回目	2回目	会場
古井・下米田	2023/8/12（土）	2023/9/16（土）	総合福祉会館会議室1
山之上・蜂屋・伊深・三和	2023/8/19（土）	2023/9/23（土）	伊深交流センター会議室1・2・3・4
太田・加茂野	2023/8/26（土）	2023/9/30（土）	西体育館ミーティングルーム1・2

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定内容について広く市民の意見を取り入れるため、令和6年1月15日から2月5日までパブリックコメントを実施しました。

Ⅱ 基本理念・基本目標

1 基本理念

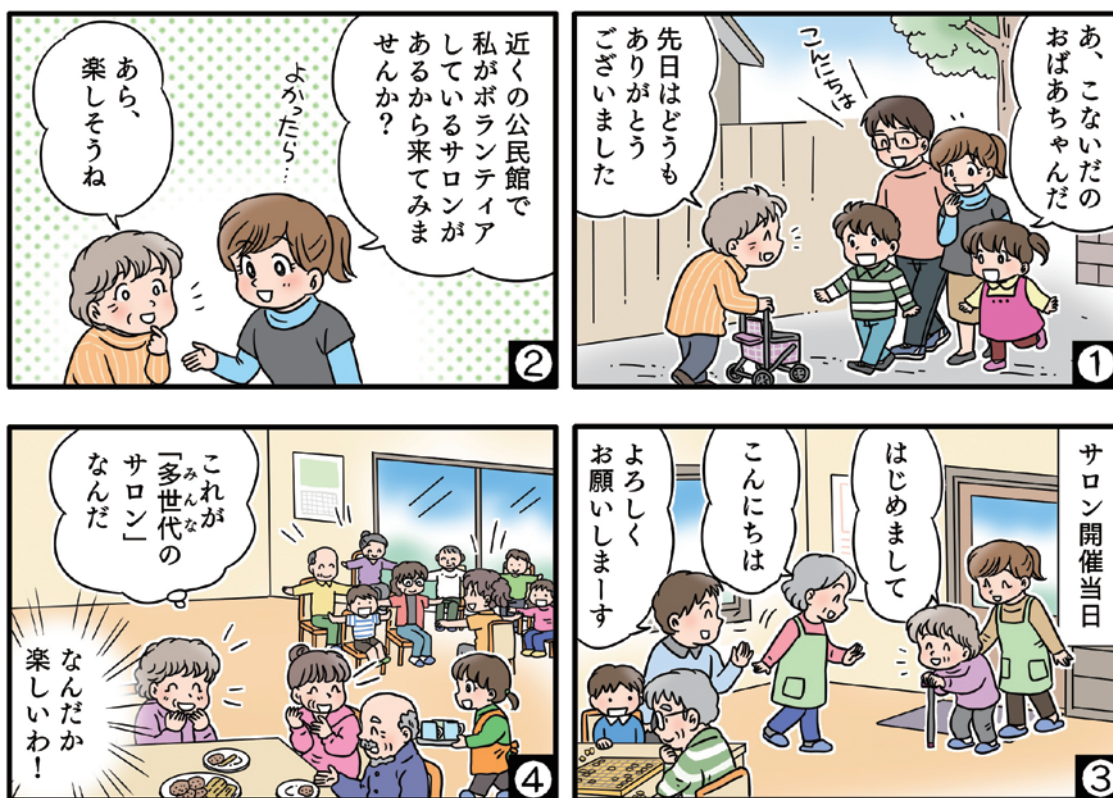
本計画では、総合計画が掲げる「Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～」の基本構想に呼応するとともに、地域住民を主体としながら、福祉、健康、教育等の行政や関係機関、地域で活動している市民やボランティア等連携し、誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる「地域共生社会」に向けて、市民の皆様とともに歩んでいきます。

本計画の基本理念として「**みんなが支えあい、ともに歩む福祉のまちづくり**」と定め、3つの基本目標に沿った施策を展開していきます。

地域福祉計画 基本理念

みんなが支えあい、ともに歩む福祉のまちづくり

4コマ漫画② 「^{みんな}多世代で参加しよう！」



2 基本目標

総合計画が目指す10年後の将来像及び基本構想や行動指針を実現するため、本プランでは、3つの基本目標を設定しました。

基本目標 1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」

- 基本目標1“手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」”では、地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参加する人を育てる取り組みを行います。自分たちの地域の福祉課題を“他人事”ではなく“我が事”として捉え、その問題の解決方法を考えて取り組むことができる住民を育てていくことが、「地域共生社会」の実現には必要不可欠なことといえます。
- 近年は、地域福祉に関わる人材の固定化や高齢化が課題となっており、福祉や介護サービス等の現場における人材不足も深刻な状況となっています。そのため、多くの住民が自分たちの地域の福祉に関心を持つことをきっかけとして福祉を学ぶことができる環境をつくるとともに、福祉人材に対する研修等を通して人材の定着や質の向上につなげていきます。

基本目標 2 誰にも役割と出番がある「地域づくり」

- 基本目標2“誰にも役割と出番がある「地域づくり」”では、様々な支援を地域で受けることができ、地域づくりにおいて役割や出番がある状態を目指した取り組みを行います。
- 近年、住民の福祉ニーズは複雑化・複合化しており、包括的な支援の実施が必要とされています。
- 多層的かつ多様なネットワークと社会資源を重ね合わせつつ、住民のニーズへの対応を目指す「重層的支援体制整備事業」を軸とし、相談者の属性に関わらない包括的な相談支援、社会とのつながりを回復するための参加支援、住民同士の顔が見える地域づくり支援の3つを柱とする取組を進めていきます。

基本目標 3 安全・安心な「福祉環境づくり」

- 基本目標3“安全・安心な「福祉環境づくり」”では、様々な福祉課題を踏まえた施策の充実を目指します。
- 各種福祉サービスを安心して利用できる状態の確保に加えて、避難行動要支援者を気にかけて関係づくり、バリアフリー化等の生活環境の整備、生きづらさや困りごとを抱えた人への支援等を進め、すべての住民が安全安心を感じることができるまちの実現を目指します。

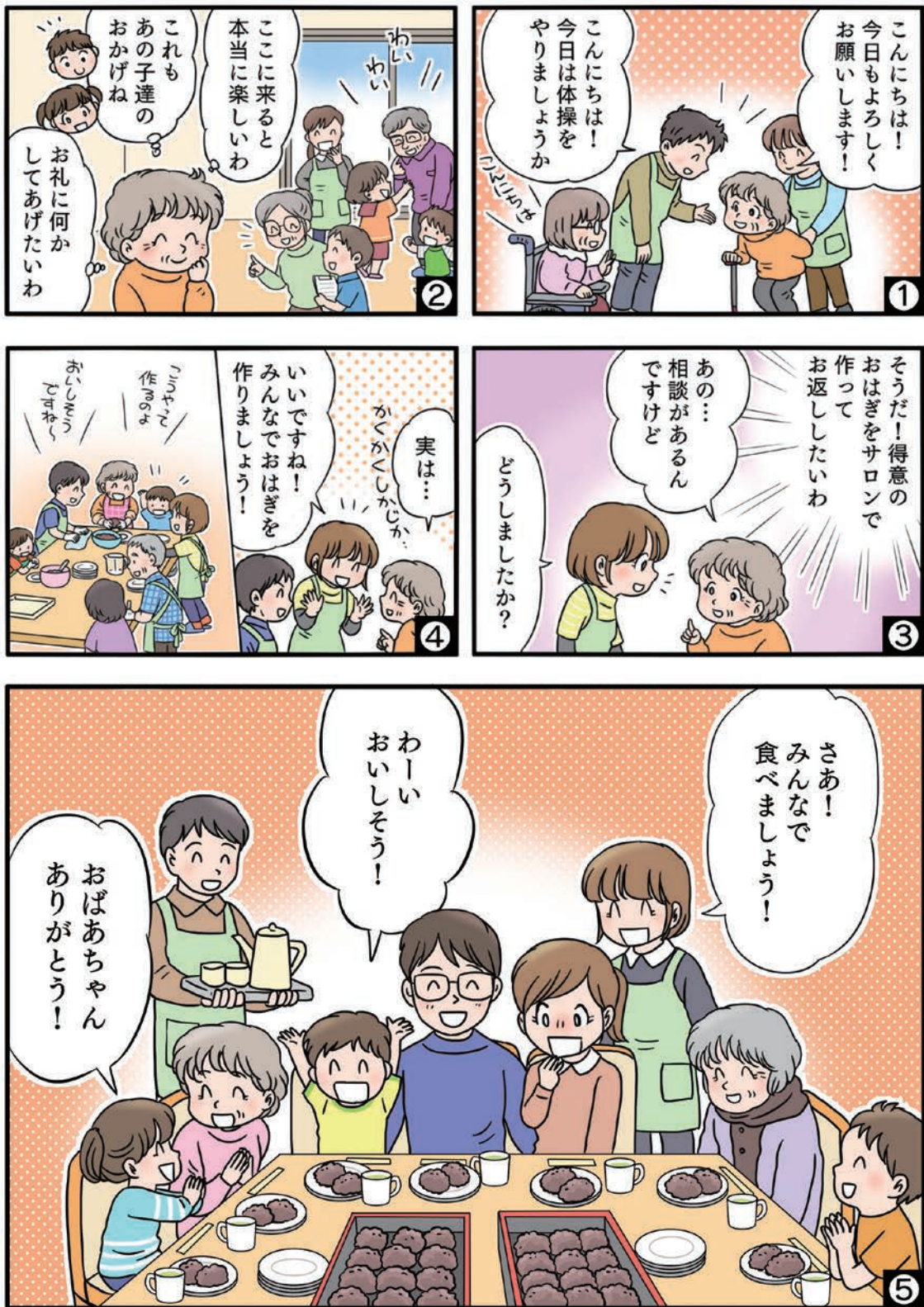
3 施策体系

基本理念

みんなが支え合い、ともに歩く福祉のまちづくり

基本目標	施策	施策の方向
基本目標1 手と手、心と心をつなぐ「ひとづくり」	1-1 支え合う地域づくりのため、地域福祉の関心を高めます	(1) 人に寄り添い、支え合う心の醸成 (2) 子どもから大人までお互いに気にかける関係性の醸成 (3) 住民参加の福祉活動の推進
	1-2 地域福祉に関わる人材を育成します	(1) 地域福祉を担う人材の育成 (2) 福祉・保健に関わる人材の育成 (3) 医療・保健・福祉等に関わる支援者等の人材育成
	1-3 地域の担い手として地域づくりへの参画を促進します	(1) 地域の担い手としての意識の啓発と情報提供 (2) 小・中・高生に対する地域福祉活動へのきっかけの場づくり
基本目標2 誰にも役割と出番がある「地域づくり」	2-1 誰でも利用できる包括的な相談体制を目指します	(1) 包括的な相談体制の充実 (2) 多機関での連携と協働による支援体制の充実 (3) 訪問を含む多様な相談の推進
	2-2 誰もが参加できる多様な交流の場づくりを進めます	(1) 誰もが参加しやすい地域イベントの実施支援 (2) ニーズに応じた就労への支援 (3) 地域住民が集い多様なつながりが生まれる居場所づくり
	2-3 地域で支え合う体制や仕組みをつくりまします	(1) 地域社会を支えるネットワークづくりの推進 (2) 地域における問題解決の仕組みの実現 (3) 民生委員等への研修、情報提供の推進 (4) 地域におけるニーズの把握 (5) 地域での見守りの推進 (6) 虐待の早期発見と支援体制の充実
基本目標3 安全・安心な「福祉環境づくり」	3-1 避難行動要支援者を支援します	(1) 避難行動要支援者名簿の運用 (2) 災害時のボランティア受入体制の整備
	3-2 地域で安心して暮らせる環境をつくりまします	(1) 生活環境のバリアフリー化の推進 (2) 孤立防止と仲間づくりの推進 (3) 居住支援の推進
	3-3 誰もが安心してSOSを発信できる地域に向けて理解を深めます	(1) 住民への情報提供 (2) 困りごとを抱えている人への情報提供
	3-4 生きづらさや困りごとを抱えた人への支援を進めます	(1) 多様な事情を抱えた人への支援 (2) 生活困窮者への支援 (3) 育ちと発達を支えるための支援

4コマ漫画③ 「誰でも役割と出番がある！」





重層的支援体制整備事業実施計画

- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）」により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築のため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業が創設され、令和３年４月１日から施行されました。
- この項目では市町村計画として、本市における重層的支援体制整備の実施について地域福祉計画の実施計画と位置づけ、今後の取り組みについて示します。

社会福祉法（抜粋）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

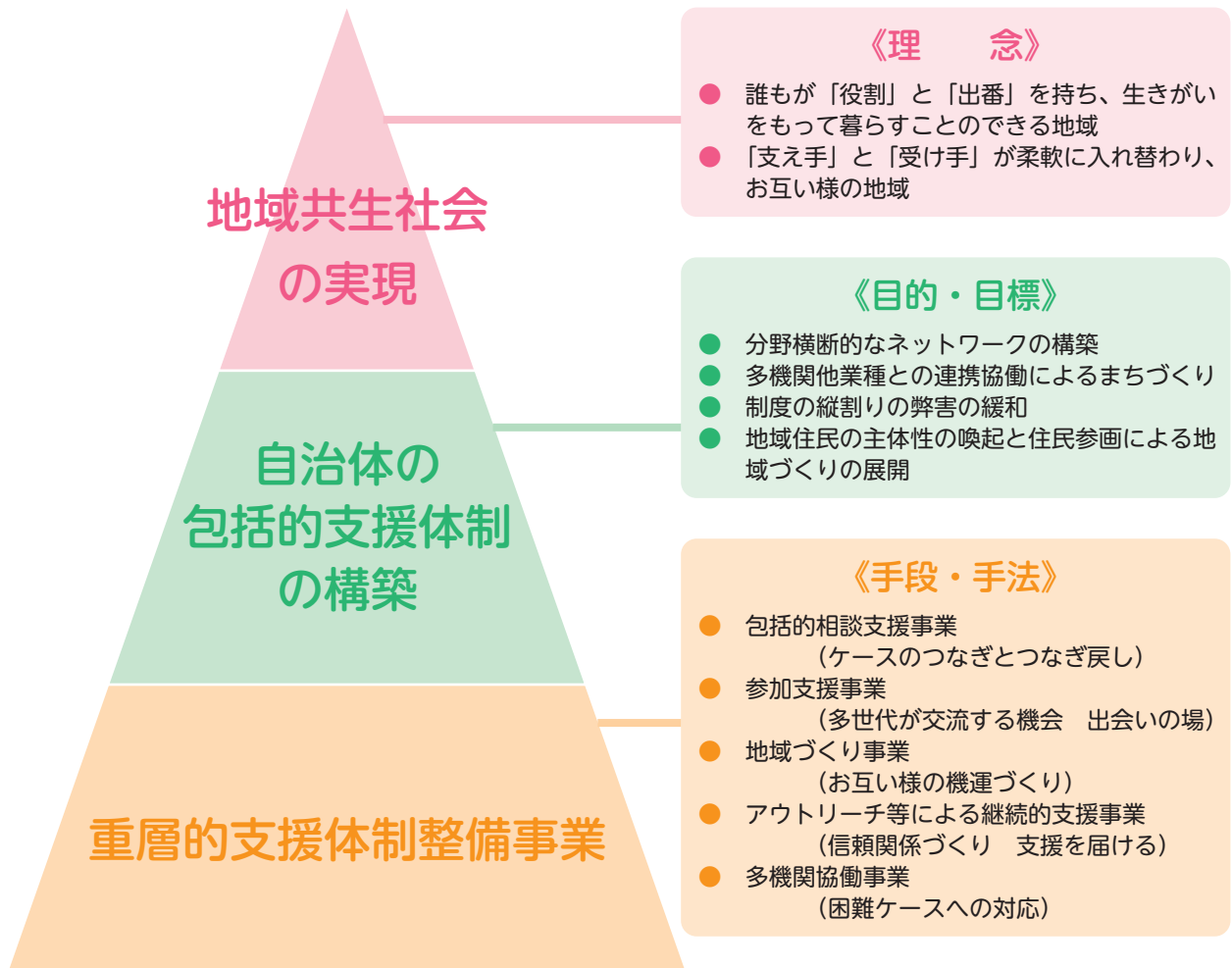
第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1 計画の概要と背景

地域住民の抱える課題は8050世帯の問題や介護と育児のダブルケアなど複雑化・複合化してきており、従来の属性別の支援体制では、対応が困難になっています。そのため、市町村において包括的な支援体制の構築を図る必要があり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要となっています。

このため、本市においては地域共生社会の実現の理念のもと、自治体の包括的支援体制の構築に向けた重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

地域共生社会の実現と重層的かつ包括的支援体制の関係性



2 計画の理念

地域共生社会の実現に向け、以下の地域像を計画の理念とします。

- 誰もが「役割」と「出番」を持ち、生きがいをもって暮らすことのできる地域
- 「支え手」と「受け手」が柔軟に入れ替わり、お互い様の地域

3 計画の目標

地域共生社会の実現のため、以下の自治体の包括的支援体制の構築を目的・目標とします。

- 分野横断的なネットワークの構築
- 多機関他業種との連携協働によるまちづくり
- 制度の縦割りの弊害の緩和
- 地域住民の主体性の喚起と住民参画による地域づくりの展開

4 重層的支援体制整備事業の内容

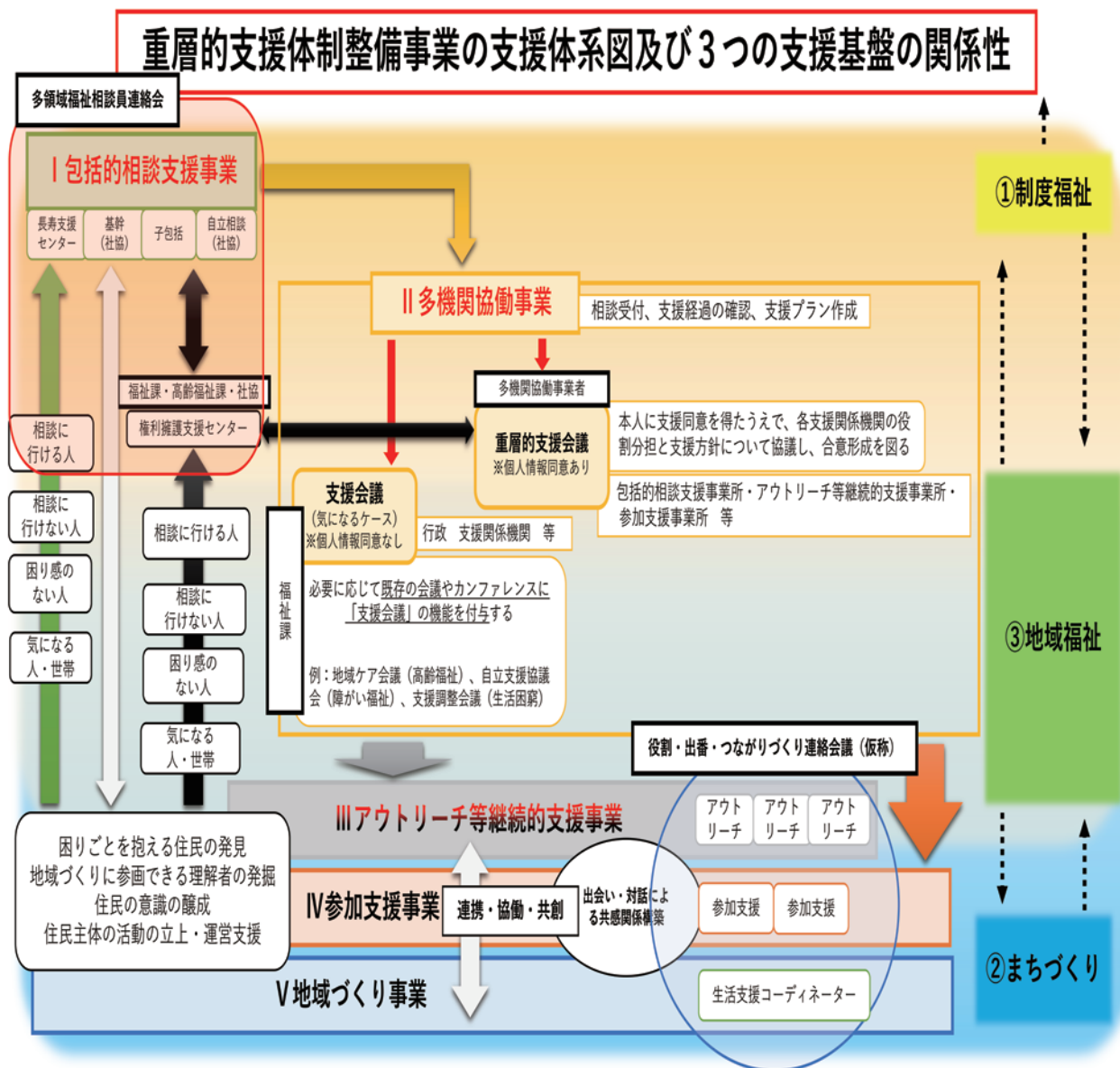
重層的支援体制整備事業における各事業の内容は、以下の通りです。

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の理念でもある、誰もが役割と出番を持ちつつ、地域とつながりながら、支援の支え手と受け手が柔軟に入れ替わることができる地域を目指すための手段として位置づけられています。

各事業の概要（社会福祉法第106条の4第2項）

包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める 支援機関のネットワークで対応する 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業	社会とのつながりを作るための支援を行う 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う 社会のつながりと居場所の創出
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届ける ― 関わりを持つ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 家庭訪問を限定しているのではなく、SOSの早期発見が可能となる取り組み 「誰か」とつながる機会や取り組みを創り出す
多機関協働事業	市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ― 重層的支援会議の開催 支援関係機関の役割分担を図る 複合的・複雑化したニーズ及びケースへの対応 ― 支援者の支援も含む

重層的支援体制整備事業の支援体系図及び3つの支援基盤の関係性

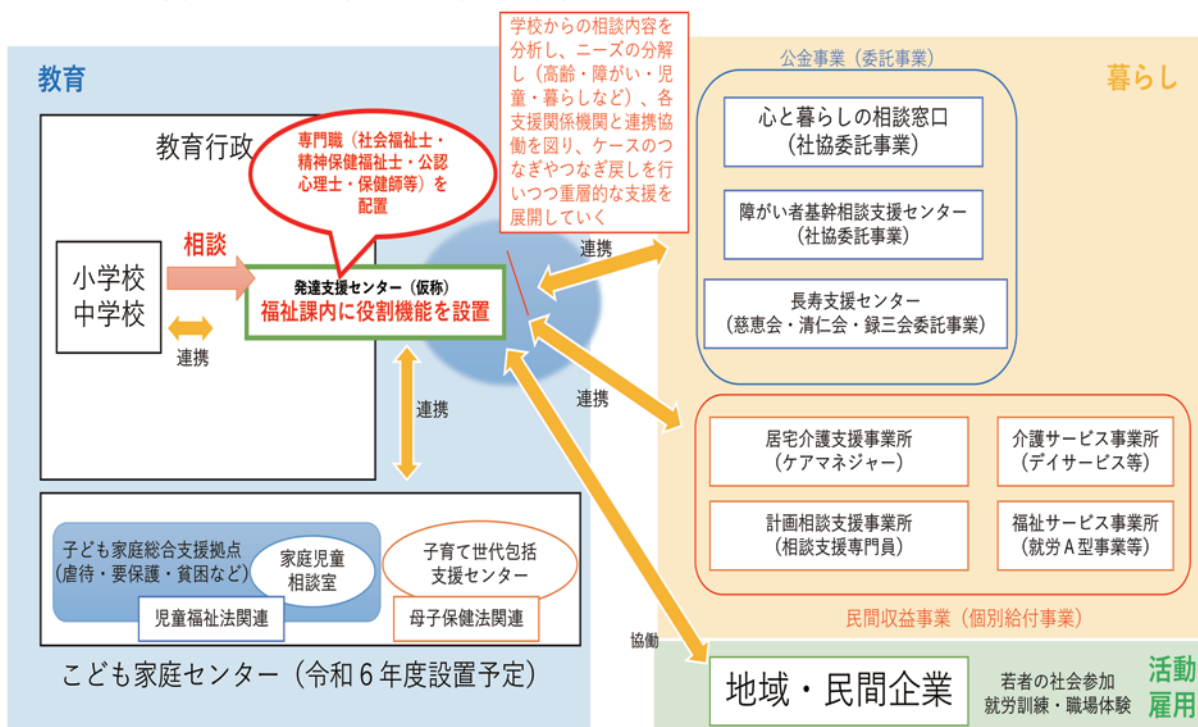


○美濃加茂市の多機関協働事業の先行事例

〈教育と福祉の連携に向けた発達支援センターの設置〉

- 本市の「教育と福祉の連携」の方針のもと、「発達支援センター」を令和6年度より設置します。発達支援センターは、学校からのSOSを受け止め、複合的なニーズを解きほぐし、各支援関係機関と連携協働を図り、重層的な支援を行います。

発達支援センター機能の俯瞰図



Ⅳ 成年後見制度利用促進基本計画

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。この項目では市町村計画として、本市における成年後見制度の利用促進に向けて今後の方向性について示します。

成年後見制度利用促進法（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

1 成年後見制度の概要と背景

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の2つがあり、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、認知症高齢者や障がい者の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

社会的背景をみると、認知症高齢者は年々増加し、令和7年には約700万人になる見込みであるものの、成年後見制度は十分に利用されていない現状があります。

また、障がい者を支える親等の高齢化も進んでおり、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

2 計画の目的

地域共生社会の実現に向け、高齢者や障がい者等が尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、権利擁護支援施策として成年後見制度の利用促進を図ります。

3 計画の目標

本人に寄り添った権利擁護支援を行うため、中核機関を中心に地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなぐ地域連携ネットワークを強化します。

また、成年後見制度に至らない場合でも安心して生活ができるように、意思決定支援を受けられる体制を整備するため成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築を目指します。

4 今後の方針・取り組み

(1) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

●中核機関について

中核機関として、権利擁護支援センターを設置し、相談窓口を市内に3つ設けています。

権利擁護支援センターは、第1期成年後見制度利用促進基本計画時から構築してきた権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化するため、協議会等の仕組みを使い、より広域の連携を強化していきます。

●協議会について

協議会は、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

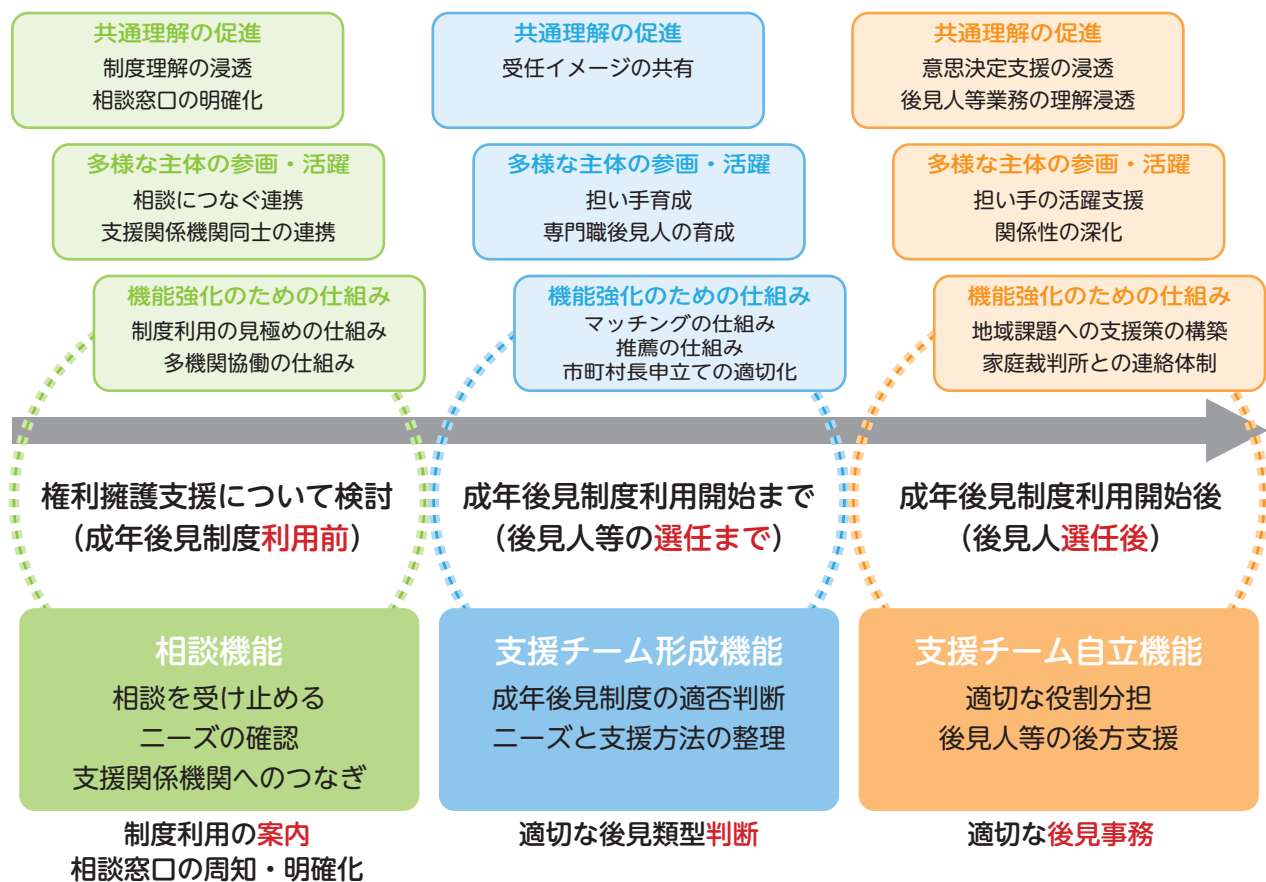
成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。権利擁護の最前線で対応をいただいている各機関の担当者の方々と意見を交わしながら、課題を共有し、ともに検討・対応していく体制を強化していく仕組みとしていきます。

(2) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針

地域連携ネットワークは、地域社会への参加の支援という観点も含め、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組みのほか、地域共生社会の実現のための支援体制や知己福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する包括的なネットワークを構築するように努めます。

(3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針

権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組



(4) 市町村申立の適切な実施と成年後見制度の推進の方針

市長申立ての早期に適切な実施を行うため、県と連携をし、継続的な研修の実施、権利擁護支援アドバイザーの活用、円滑な申立基準の設定等の取組を行います。

成年後見制度利用支援事業について、現在は市長申立に限定した制度利用支援を実施していますが、低所得者や本人又は親族申立の場合においても申立費用の援助が得られるよう検討していきます。

(5) その他優先して取り組む事項

任意後見制度の利用促進、市民後見人の育成・活躍支援、親族後見人への支援等担い手の確保・育成を行います。



再犯防止推進計画

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は国の「再犯防止推進計画」を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるものとされています。この項目では市町村計画として、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に向けて今後の方向性について示します。

再犯防止推進法（抜粋）

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（事項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅延なくこれを公表するよう努めなければならない。

1 計画策定の目的

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が公布、施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画」が策定され、岐阜県においても令和元年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、本市においても、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、項目を再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「美濃加茂市再犯防止等推進計画」として位置付けます。

2 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 計画の対象者

計画の対象者は、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者としています。

4 今後の方針

支えられる側が支える側となり、社会の一員としての主体性を再獲得していくために、重層的支援体制整備事業の取り組みや生活困窮者支援の取り組みと連携・協働を図っていきます。

〈施策の方向〉

（１）再犯防止の推進

再犯防止推進計画に基づき、加茂保護区保護司会等関係機関と連携しながら、再犯防止施策を推進し、犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止に努めます。

（２）犯罪をした人の人権についての啓発

犯罪をした人に対する差別的言動等の人権問題を未然に防ぐため、犯罪をした人の人権についての意識啓発を行います。

（３）保護司の適任者の確保や保護司活動の支援

地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司との情報共有や連携を推進するとともに、国、県、関係団体等、関係機関との連携を図ります。また、保護司をはじめ、関係団体の活動に支えられていることから、その活動に対する支援を行います。

（４）広報・啓発活動の推進

犯罪のない社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」の啓発活動に対して協力するとともに、広報等を通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。

（５）地域の支援ネットワークの構築

地域における各種行政サービスを必要とする犯罪をした人が地域で安定して生活できるよう支援ネットワークの構築に努めます。



美濃加茂市地域福祉計画〈概要版〉

発行年月 令和6年3月
発行・編集 岐阜県美濃加茂市市民福祉部 福祉課
〒505-8606
岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
TEL：0574-25-2111（代表）